

Form PTO-1595 (Rev. 10/02) OMB No. 0651-0027 (exp. 6/30/2005)		RECORDATION FORM COVER SHEET PATENTS ONLY		U.S. DEPARTMENT OF COMMERCE U.S. Patent and Trademark Office	
Attorney Docket No. 1374.10345G00					
To the Honorable Commissioner of Patents and Trademarks: Please record the attached original documents or copy thereof.					
1. Name of conveying party(ies): RENESAS TECHNOLOGY CORP. Additional name(s) of conveying party(ies) attached? ☐ Yes ☒ No		2. Name and address of receiving party(ies) Name: RENESAS ELECTRONICS CORPORATION Street Address: 1753 Shimonumabe Nakahara-Ku, Kawasaki Kanagawa JAPAN Additional name(s) & address(es) attached? ☐ Yes ☒ No			
3. Nature of conveyance/ Execution Date: April 1, 2010. ☐ Assignment ☒ Merger ☐ Security Agreement ☐ Change of Name ☐ Joint Research Agreement ☐ Government Interest Assignment ☐ Executive Order 9424, Confirmatory License ☐ Other .		4. Application number(s) or patent number(s): A. Patent Application No.(s) B. Patent Registration No.(s) See List [PATS2] Additional number(s) attached ☐ Yes ☒ No			
5. Name and address of party to whom correspondence concerning document should be mailed: Name: ANTONELLI, TERRY, STOUT & KRAUS, LLP Internal Address: 1300 NORTH 17TH STREET – SUITE 1800 City: ARLINGTON State: VA Zip 22209 Phone Number: (703) 312-6600 Facsimile Number: (703) 312-6666 Email Address: email@antonelli.com		6. Total number of applications and patents involved 10 7. Total fee (37 CFR 3.41)..... \$400.00 ☒ Authorized to be charged by credit card ☐ Authorized to be charged to deposit account ☐ Enclosed ☐ None required (government interest not affecting title) 8. Payment Information: a. Credit Card Last 4 numbers: 1065 Expiration date: 06/14 b. Deposit account number: 01-2135 Authorized User Name: Alan E. Schiavelli			
DO NOT USE THIS SPACE					
9. Statement and signature. <i>To the best of my knowledge and belief, the foregoing information is true and correct and any attached copy is a true copy of the original document.</i> <u>Gregory E. Montone</u> Name of Person Signing <u>/Gregory E. Montone/</u> Signature <u>09/23/2010</u> Date Total number of pages including cover sheet, attachments, and document: 24					

Documents to be recorded (including cover sheet) should be faxed to (571) 273-0140, or mailed to:
Mail Stop Assignment Recordation Services, Director of the USPTO, P.O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450

OP \$400.00 6197603

LIST [PATS2]



Country	Application No.
US	09/157153
US	09/653624
US	09/654612
US	10/171695
US	09/580953
US	10/638485
US	10/252546
US	09/809181
US	10/411283
US	11/168460

Patent No.	Issue Date
6197603	3/6/2001
6455335	9/24/2002
6465264	10/15/2002
6566150	5/20/2003
6635945	10/21/2003
6858515	2/22/2005
6864568	3/8/2005
6946723	9/20/2005
7198962	4/3/2007
7378333	5/27/2008

yyyy/mm/dd

CERTIFICATE
OF
ALL OF THE REGISTERED PARTICULARS OF BUSINESS REGISTRATION

1753, Shimonumabe, Nakahara-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa, Japan
 RENESAS ELECTRONICS CORPORATION
 Registration Number: 0200-01-075701

Corporate Name	<u>NEC Electronics Corporation</u>	
	Renesas Electronics Corporation	Changed on April 1, 2010
		Registered on April 1, 2010
Head Office	1753, Shimonumabe, Nakahara-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa, Japan	
Method of Public Notice	To be made by electronic public notice <u>http://www.necel.com/ir/ja/</u> However, when it is not notified appropriately due to the accident or any other unavoidable reason, it is given in the "Nihon Keizai Shinbun".	Changed on June 27, 2006
		Registered on July 4, 2006
	To be made by electronic public notice <u>http://www.renesas.com/ir/ja/</u> However, when it is not notified appropriately due to the accident or any other unavoidable reason, it is given in the "Nihon Keizai Shinbun".	Changed on April 1, 2010
		Registered on April 1, 2010
Necessary matters to be provided information relating to balance sheet	<u>http://www.necel.com/ja/ir/index2.html</u>	Set up on May 27, 2004
		Registered on June 9, 2004
Date of Incorporation	November 1, 2002	

Serial No. 7 980283

*Underlined portion indicates a deletion.

1/17

1753, Shimonumabe, Nakahara-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa, Japan
RENESAS ELECTRONICS CORPORATION
Registration Number: 0200-01-075701

Merger	Merging Renesas Technology Corp. of 6-2, Otemachi 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan on April 1, 2010. Registered on April 1, 2010
Matters regarding Company with Board of Directors	Company with Board of Directors. Registered on May 1, 2006, pursuant to the Article 136 of the Act No. 87 of 2005
Matters regarding Company with Auditors	Company with Auditors. Registered on May 1, 2006, pursuant to the Article 136 of the Act No. 87 of 2005
Matters regarding Company with Board of Company Auditors	Company with Board of Company Auditors. Registered on July 4, 2006
Matters regarding Company with Accounting Auditors	Company with Accounting Auditors. Registered on July 4, 2006
Matters regarding Registration Records	The Company was established by split from NEC Corporation with its address at 7-1, Shiba 5-chome, Minato-ku, Tokyo. Registered on November 1, 2002

This is to certify that the foregoing document is all of the recorded particulars of the
Company not closed in the Register of Business Registration.
(Yokohama Legal Affairs Bureau)

Dated this 13th day of April, 2010.

Toshio Odagiri (Seal)
Registrar
Tokyo Legal Affairs Bureau

履歴事項全部証明書

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

商 号	NECエレクトロニクス株式会社	
	ルネサスエレクトロニクス株式会社	平成22年 4月 1日変更 平成22年 4月 1日登記
本 店	神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地	
公告をする方法	電子公告とする。 http://www.necel.com/ir/ja/ 当会社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成18年 6月27日変更 平成18年 7月 4日登記
	電子公告とする。 http://www.renesas.com/ir/ja/ 当会社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成22年 4月 1日変更 平成22年 4月 1日登記
	http://www.necel.com/ja/ir/index2.html	平成16年 5月27日設定
		平成16年 6月 9日登記
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項		
会社成立の年月日	平成14年11月1日	
目 的	1 半導体素子、集積回路等の電子部品の研究、開発、製造および販売その他の処分 2 電気機器、電子機器、通信機器の部品および材料の研究、開発、製造および販売その他の処分 3 前各号に関連するソフトウェアの開発、設計、製造、販売および保守 4 前各号の業務に関するコンサルティング業務 5 前各号に付帯または関連する一切の業務 6 前各号に定めた業務で他人の経営に属するものに対する投資	
	1. 半導体素子、集積回路等の電子部品の研究、開発、設計、製造および販売その他の処分 2. 電気機器、電子機器、通信機器の部品および材料の研究、開発、設計、製造および販売その他の処分 3. 前各号に関連するソフトウェアの開発、設計、製造、販売および保守 4. 前各号の業務に関するコンサルティング業務	

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

	場合、喪失日に応じて上記と同じ期間において相続人の1人（ただし、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）および一親等の親族に限る。）が相続した本新株予約権を行使することを認める。
	平成18年 7月13日発行 平成18年 7月20日登記
吸収合併	平成22年4月1日東京都千代田区大手町二丁目6番2号株式会社ルネサステクノロジを合併 平成22年 4月 1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成18年 7月 4日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 7月 4日登記
登記記録に関する事項	東京都港区芝五丁目7番1号日本電気株式会社から分割により設立 平成14年11月 1日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

（横浜地方法務局管轄）

平成22年 4月13日

東京法務局
登記官

小 田 切 敏 夫



整理番号 ア980283

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

PATENT 17/17

REEL: 025026 FRAME: 0630

履歴事項全部証明書

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

商号	NECエレクトロニクス株式会社	
	ルネサスエレクトロニクス株式会社	平成22年 4月 1日変更 平成22年 4月 1日登記
本店	神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地	
公告をする方法	電子公告とする。 http://www.necel.com/ja/ir/ja/ 当会社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成18年 6月27日変更 平成18年 7月 4日登記
	電子公告とする。 http://www.renesas.com/ja/ir/ja/ 当会社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成22年 4月 1日変更 平成22年 4月 1日登記
	http://www.necel.com/ja/ir/index2.html	平成16年 5月27日設定
		平成16年 6月 9日登記
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項		
会社成立の年月日	平成14年11月1日	
目的	1. 半導体素子、集積回路等の電子部品の研究、開発、製造および販売その他の処分 2. 電気機器、電子機器、通信機器の部品および材料の研究、開発、製造および販売その他の処分 3. 前各号に関連するソフトウェアの開発、設計、製造、販売および保守 4. 前各号の業務に関するコンサルティング業務 5. 前各号に付帯または関連する一切の業務 6. 前各号に定めた業務で他人の経営に属するものに対する投資	
	1. 半導体素子、集積回路等の電子部品の研究、開発、設計、製造および販売その他の処分 2. 電気機器、電子機器、通信機器の部品および材料の研究、開発、設計、製造および販売その他の処分 3. 前各号に関連するソフトウェアの開発、設計、製造、販売および保守 4. 前各号の業務に関するコンサルティング業務	

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

	5. 前各号に付帯または関連する一切の業務 6. 前各号に定めた業務で他人の経営に属するものに対する投資 平成22年 4月 1日変更 平成22年 4月 1日登記	
単元株式数	100株	平成15年 1月22日設定
		平成15年 1月23日登記
発行可能株式総数	4億株	
	8億株	平成22年 4月 1日変更 平成22年 4月 1日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1億2350万株	平成15年 7月24日変更 平成15年 7月28日登記
	発行済株式の総数 2億7034万1500株	平成22年 4月 1日変更 平成22年 4月 1日登記
	発行済株式の総数 4億1712万4490株	平成22年 4月 1日変更 平成22年 4月 1日登記
	株券を発行する旨 の定め	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
	平成21年 1月 5日廃止	平成21年 1月 7日登記
資本金の額	金859億5500万円	平成15年 7月24日変更 平成15年 7月28日登記
	金1532億5500万915円	平成22年 4月 1日変更 平成22年 4月 1日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成15年 1月22日設置 平成15年 1月23日登記	

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成20年10月 1日変更	平成20年10月 1日登記
役員に関する事項	取締役 鈴木 俊一	平成18年 6月27日重任
		平成18年 7月 4日登記
		平成19年 6月27日退任
		平成19年 7月 9日登記
	取締役 後藤 秀人	平成18年 6月27日重任
		平成18年 7月 4日登記
		平成19年 6月27日退任
		平成19年 7月 9日登記
	取締役 中島 俊雄	平成18年 6月27日重任
		平成18年 7月 4日登記
	取締役 中島 俊雄	平成19年 6月27日重任
		平成19年 7月 9日登記
	取締役 中島 俊雄	平成20年 6月26日重任
		平成20年 7月 9日登記
		平成21年 6月25日退任
		平成21年 7月 7日登記

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

	取締役	<u>山 口 純 史</u>	平成18年 6月27日重任
			平成18年 7月 4日登記
	取締役	<u>山 口 純 史</u>	平成19年 6月27日重任
			平成19年 7月 9日登記
	取締役	<u>山 口 純 史</u>	平成20年 6月26日重任
			平成20年 7月 9日登記
	取締役	<u>山 口 純 史</u>	平成21年 6月25日重任
			平成21年 7月 7日登記
	取締役	<u>稲 田 義 一</u>	平成18年 6月27日就任
			平成18年 7月 4日登記
	取締役	<u>稲 田 義 一</u>	平成19年 6月27日重任
			平成19年 7月 9日登記
	取締役	<u>稲 田 義 一</u>	平成20年 6月26日重任
			平成20年 7月 9日登記
			平成21年 6月25日退任
			平成21年 7月 7日登記
	取締役	<u>松 田 善 介</u>	平成19年 6月27日就任
			平成19年 7月 9日登記
	取締役	<u>松 田 善 介</u>	平成20年 6月26日重任
			平成20年 7月 9日登記
			平成21年 6月25日退任
			平成21年 7月 7日登記

神奈川県川崎市中原区下沼部1-7-53番地

ルネサスエレクトロニクス株式会社

会社法人等番号 0200-01-075701

	取締役	矢野陽一	平成19年 6月27日就任
			平成19年 7月 9日登記
	取締役	矢野陽一	平成20年 6月26日重任
			平成20年 7月 9日登記
	取締役	矢野陽一	平成21年 6月25日重任
			平成21年 7月 7日登記
	取締役 (社外取締役)	ディー・ダブリュー・カン	平成19年 6月27日就任
			平成19年 7月 9日登記
	取締役 (社外取締役)	ディー・ダブリュー・カン	平成20年 6月26日重任
			平成20年 7月 9日登記
			平成21年 6月25日退任
			平成21年 7月 7日登記
	取締役 (社外取締役)	高橋利彦	平成19年 6月27日就任
			平成19年 7月 9日登記
	取締役 (社外取締役)	高橋利彦	平成20年 6月26日重任
			平成20年 7月 9日登記
			平成21年 6月25日退任
			平成21年 7月 7日登記
	取締役 (社外取締役)	中村哲也	平成19年 6月27日就任
			平成19年 7月 9日登記
			平成20年 6月26日退任
			平成20年 7月 9日登記
	取締役 (社外取締役)	松倉肇	平成20年 6月26日就任
			平成20年 7月 9日登記
	取締役 (社外取締役)	松倉肇	平成21年 6月25日重任
			平成21年 7月 7日登記

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

取締役	加藤正記	平成21年 6月25日就任
		平成21年 7月 7日登記
取締役	赤尾泰	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 1日登記
取締役	小倉和明	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 1日登記
取締役	岩熊省三	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 1日登記
取締役 (社外取締役)	中村豊明	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 1日登記
取締役 (社外取締役)	遠藤信博	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 1日登記
取締役 (社外取締役)	橋本法知	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 1日登記
取締役 (社外取締役)	古川享	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 1日登記

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
 ルネサスエレクトロニクス株式会社
 会社法人等番号 0200-01-075701

横浜市緑区鴨居三丁目16番3号 代表取締役 中島俊雄	平成18年 6月27日重任
	平成18年 7月 4日登記
	平成19年 6月27日重任
	平成19年 7月 9日登記
横浜市緑区鴨居三丁目16番3号 代表取締役 中島俊雄	平成19年 6月27日重任
	平成19年 7月 9日登記
横浜市緑区鴨居四丁目24番31号 代表取締役 中島俊雄	平成19年11月23日住所 移転
	平成19年11月30日登記
横浜市緑区鴨居四丁目24番31号 代表取締役 中島俊雄	平成20年 6月26日重任
	平成20年 7月 9日登記
	平成21年 6月25日退任
	平成21年 7月 7日登記
横浜市戸塚区川上町318番地14 代表取締役 山口純史	平成21年 6月25日就任
	平成21年 7月 7日登記
東京都国分寺市東恋ヶ窪六丁目14番地3-9 代表取締役 赤尾泰	平成22年 4月 1日就任
	平成22年 4月 1日登記
監査役 柴田保幸 (社外監査役)	平成18年 6月27日重任
	平成18年 7月 4日登記
監査役 田上紀夫	平成16年 6月25日就任
	平成16年 7月 7日登記
監査役 田上紀夫 (社外監査役)	
	平成18年 7月 4日社外 監査役の登記
	平成20年 6月26日退任
	平成20年 7月 9日登記

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

<u>監査役</u>	<u>鈴木啓士</u>	平成16年 6月25日就任
		平成16年 7月 7日登記
<u>監査役</u>	<u>鈴木啓士</u>	平成20年 6月26日重任
		平成20年 7月 9日登記
<u>監査役</u>	<u>松本滋夫</u>	平成16年 6月25日就任
		平成16年 7月 7日登記
		平成19年 6月27日辞任
		平成19年 7月 9日登記
<u>監査役</u> <u>(社外監査役)</u>	<u>池永薫</u>	平成19年 6月27日就任
		平成19年 7月 9日登記
		平成22年 3月31日辞任
		平成22年 4月 1日登記
<u>監査役</u> <u>(社外監査役)</u>	<u>川村廣樹</u>	平成20年 6月26日就任
		平成20年 7月 9日登記
<u>監査役</u>	<u>西淳一郎</u>	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 1日登記

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

	会計監査人	新日本監査法人		平成18年 7月 4日会計監査人の登記
	会計監査人	新日本監査法人		平成19年 6月27日重任 平成19年 7月 9日登記
	会計監査人	新日本監査法人		平成20年 6月26日重任 平成20年 7月 9日登記
	会計監査人	新日本有限責任監査法人		平成20年 7月 1日新日本監査法人の名称変更 平成20年 7月 9日登記
	会計監査人	新日本有限責任監査法人		平成21年 6月25日重任 平成21年 7月 7日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 平成18年 6月27日変更 平成18年 7月 4日登記			
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同条同項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同条同項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。 平成18年 6月27日変更 平成18年 7月 4日登記			
	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 平成22年 4月 1日変更 平成22年 4月 1日登記			
新株予約権	平成15年度のストックオプションに係る新株予約権			

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

新株予約権の数

3165個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式31万6500株

なお、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下付与株式数という。）は100株とする。ただし、下記により、発行日以降付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

① 当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

② 当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合は、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は調整されるものとする。

③ 上記①または②の調整は、当該時点において未行使の本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

金8990円

発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割、併合の比率}}$

また、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成17年10月17日から平成19年10月16日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

① 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

② 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたときは、それ以降本新株予約権を行使することはできないものとする。

③ 当社が他社の完全子会社となる株式交換契約書または株式移転に関する事項が株主総会で承認されたときは、それ以降本新株予約権を行使することはできないものとする。

④ 当社の平成15年度の連結税引前利益が440億円以上であること。

⑤ 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、本新株予約権の行使時まで継続して当社または当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあること。

ただし、新株予約権者が権利行使期間中に懲戒解雇処分または解任以外の事由でかかる地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に本新株予約権を行使することができるものとする。また、平成16年4月1日から平成17年10月16日までの間に新株予約権者が懲戒解雇処分、解任または自己都合以外の事由でかかる地位を喪失した場合、平成17年10月17日から1年間に限り本新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者が死亡によりかかる地位を喪失した場合、喪失日に応じて上記と同じ期間において相続人が相

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

続した本新株予約権を行使することを認める。 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件なし。	
平成15年10月30日登記	
平成19年10月17日行使期間満了	平成19年11月7日登記
2011年満期ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権 新株予約権の数 1万1000個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により発行またはこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行または移転を当社普通株式の「交付」という。）すべき当社普通株式数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記の転換価額で除した数とする（本社債の発行価額の総額は1100億円）。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。 各新株予約権の発行価額 無償 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 ①本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。 ②本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、金9860円とする。 ③転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行または当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。 $\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \text{既発行} + \text{発行または処分株式数} \times \text{1株あたりの発行または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}$ また、転換価額は、当社普通株式の分割または併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。 新株予約権を行使することができる期間 2004年6月10日から2011年5月24日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時（行使請求地時間）までとする。 ただし、①当社が本社債を繰上償還する場合には、償還日の3営業日前の日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時（行使請求地時間）後、または、②当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の	

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

喪失日後は、それぞれ、本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

②本新株予約権付社債所持人は、2010年5月26日までは、ある四半期の初日から最終日の期間（ただし、2010年4月1日に開始する四半期については、2010年5月26日までの期間とする。）において、当社普通株式の終値が、当該四半期の直前の四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当該最後の取引日における転換価額の110%を超える場合に限って、本新株予約権を行使することができる。2010年5月27日以降の期間においては、本新株予約権付社債所持人は、当社普通株式の終値が少なくとも1取引日においてその時に適用のある転換価額の110%を超える場合は、以後いつでも、本新株予約権を行使することができる。ただし、本②記載の本新株予約権の行使の条件は、以下（イ）ないし（ニ）の期間中は適用されない。

（イ）（i）株式会社格付投資情報センターもしくはその承継格付機関

（以下「R&I」という。）による当社の長期債務の格付がBBB-以下である期間、（i i）当社の長期債務に関しR&Iによる格付がなされなくなった期間、（i i i）R&I以外の格付機関による当社の長期債務の格付が当該格付機関による当初の格付から3段階以上低い格付である期間、または（i v）R&Iまたはその他の格付機関による当社の格付が停止もしくは撤回されている期間

（ロ）当社が、本新株予約権付社債所持人に対し、社債の繰上償還に係る通知を行った後の期間

（ハ）当社が存続会社とならない合併、当社の資産の全部もしくは実質上全部の譲渡、当社の会社分割（本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に引受けられる場合に限る。）または当社が他の会社の完全子会社となる株式交換もしくは株式移転が行われる場合、その効力発生予定日の直前30日前の日より当該効力発生予定日の前日までの期間

（ニ）当社が、本新株予約権付社債所持人に対し、公開買付（本新株予約権付社債の要項に定義される。）に係る通知を行った日から、当社が、本新株予約権付社債所持人に対し、（i）当該公開買付の公開買付期間の終了に係る通知を行った日、または（i i）当該公開買付に関する申込の撤回もしくは契約の解除に係る通知を行った日のいずれかの日の15日後の日までの期間

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

本新株予約権の消却事由は定めない。

平成16年 6月 9日登記

平成16年度のストックオプションに係る新株予約権

新株予約権の数

700個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式7万株

なお、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下付与株式数という。）は100株とする。ただし、下記により、発行日以降付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

①当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

②当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合は、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は調整されるものとする。

③上記①または②の調整は、当該時点において未行使の本新株予約権についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

金704.4円

発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成18年7月9日から平成20年7月8日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

②当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたときは、それ以降本新株予約権を行使することはできないものとする。

③当社が他社の完全子会社となる株式交換契約書または株式移転に関する事項が株主総会で承認されたときは、それ以降本新株予約権を行使することはできないものとする。

④当社の平成16年度の連結税引前利益が550億円以上であること。

⑤本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、本新株予約権の行使時まで継続して当社または当社の子会社の取締役・執行役員または従業員の地位にあること。ただし、新株予約権者が権利行使期間中に懲戒解雇処分または解任以外の事由でかかる地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に本新株予約権を行使することができるものとする。また、平成17年4月1日から平成18年7月8日までの間に新株予約権者が懲戒解雇処分、解任または自己都合以外の事由でかかる地位を喪失した場合、平成18年7月9日から1年間に限り本新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者が死亡によりかかる地位を喪失した場合、喪失日に応じて上記と同じ期間において相続人が相続した本新株予約権を行使することを認める。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

なし。

平成16年 7月13日登記

平成17年3月31日新株予約権全部消滅

平成19年 3月26日登記

平成17年度のストックオプションに係る新株予約権

新株予約権の数

710個

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式7万1000株

なお、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下付与株式数という。）は100株とする。ただし、下記により、発行日以降付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

①当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

②当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合は、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は調整されるものとする。

③上記①または②の調整は、当該時点において未行使の本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1株につき 金5355円

発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月11日から平成21年7月10日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

②当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたときは、それ以降本新株予約権を行使することはできないものとする。

③当社が他社の完全子会社となる株式交換契約書または株式移転に関する事項が株主総会で承認されたときは、それ以降本新株予約権を行使することはできないものとする。

④当社の平成17年度の連結税引前利益が230億円以上であること。

⑤本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、本新株予約権の行使時まで継続して当社または当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあること。ただし、新株予約権者が権利行使期間中に懲戒解雇処分または解任以外の事由でかかる地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に本新株予約権を行使することができるものとする。また、平成18年4月1日から平成19年7月10日までの間に新株予約権者が懲戒解雇処分、解任または自己都合以外の事由でかかる地位を喪失した場合、平成19年7月11日から1年間に限り本新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者が死亡によりかかる地位を喪失した場合、喪失日に応じて上記と同じ期間において相続人が相続した本新株予約権を行使することを認める。

神奈川県川崎市中原区下沼部1-7-53番地

ルネサスエレクトロニクス株式会社

会社法人等番号 0200-01-075701

	会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 上記②または③の事由に該当するため、または④および⑤の権利行使の条件を満たさないため、新株予約権者が本新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当該本新株予約権を無償で消却することができる。 平成17年 7月20日登記
	平成18年3月31日新株予約権全部消滅 平成19年 3月26日登記
	平成18年度のストックオプションに係る新株予約権 新株予約権の数 750個 720個 560個 平成20年 3月31日変更 平成20年 8月 5日登記 平成21年 8月31日変更 平成21年12月10日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式 7万5000株 なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下付与株式数という。）は100株とする。ただし、下記により付与株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。 ① 当社が当社普通株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下株式分割の記載につき同じ。）または併合を行う場合は、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率 ② 当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本金の額の減少をする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は調整されるものとする。 ③ 上記①または②の調整は、当該時点において未行使の本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。 当社普通株式 7万2000株 なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下付与株式数という。）は100株とする。ただし、下記により付与株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。 ① 当社が当社普通株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下株式分割の記載につき同じ。）または併合を行う場合は、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率 ② 当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本金の額の減少をする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は調整されるものとする。 ③ 上記①または②の調整は、当該時点において未行使の本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。 平成20年 3月31日変更 平成20年 8月 5日登記

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

当社普通株式 5万6000株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下付与株式数という。）は100株とする。ただし、下記により付与株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

- ① 当社が当社普通株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。）または併合を行う場合は、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率
- ② 当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本金の額の減少をする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は調整されるものとする。
- ③ 上記①または②の調整は、当該時点において未行使の本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成21年 8月31日変更 平成21年12月10日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
一株につき 金3927円

割当日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本金の額の減少をする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月13日から平成24年7月12日まで

新株予約権の行使の条件

- ① 1個の本新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできない。
- ② 次のいずれかに該当する事由が生じた場合、新株予約権者は、本新株予約権を行使することができない。
(イ) 当社が消滅会社となる合併契約が当社の株主総会で承認された場合
(ロ) 当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会で承認された場合）
- ③ 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が本新株予約権の行使時まで継続して当社または当社の子会社の取締役執行役員または従業員の地位にあること。ただし、新株予約権者が権利行使期間中に懲戒解雇処分または解任以外の事由でかかる地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に本新株予約権を行使することができるものとする。また、平成18年7月13日から平成20年7月12日までの間に新株予約権者が懲戒解雇処分、解任または自己都合以外の事由でかかる地位を喪失した場合、平成20年7月13日から1年間に限り本新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者が死亡によりかかる地位を喪失した

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

	場合、喪失日に応じて上記と同じ期間において相続人の1人（ただし、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）および一親等の親族に限る。）が相続した本新株予約権を行使することを認める。 平成18年 7月13日発行 平成18年 7月20日登記
吸収合併	平成22年4月1日東京都千代田区大手町二丁目6番2号株式会社ルネサステクノロンを合併 平成22年 4月 1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成18年 7月 4日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 7月 4日登記
登記記録に関する事項	東京都港区芝五丁目7番1号日本電気株式会社から分割により設立 平成14年11月 1日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

（横浜地方法務局管轄）

平成22年 4月13日

東京法務局
登記官

小 田 切 敏 夫

